

V-1-1-4-8-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
(その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】)

V-1-1-4-8-3-3 設定根拠に関する説明書 (ハロンボンベ)

| 名 称 | | ハロンボンベ |
|---|-----|------------|
| 容 量 | L/個 | 68 以上 (68) |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 個 数 | — | 240 |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、下記の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.20 MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。</p> <p>4. 個数の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の単一故障を考慮し、必要ボンベ個数以上のボンベを設置する設計とする。</p> <p>なお、ハロンボンベ設置個数を表 1 に示す。</p> | | |

表1 ハロンポンベ設置個数 (1/2)

| 消火対象 | 必要ポンベ個数*1 | 設置個数 |
|-------------------------|-----------|------------|
| ほう酸水注入系ポンプ A/B | | 6 (3/3) |
| MCC 2C-7 | | 5 |
| 原子炉再循環系低速度用電源装置 A/B | | 10 (5/5) |
| MCC 2D-9 | | 5 |
| MCC 2C-9 | | 5 |
| 125V DC MCC 2A-2 | | 4 |
| MCC 2C-8 | | 5 |
| MCC 2D-8 | | 5 |
| MCC 2D-7 | | 5 |
| 原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A | | 4 |
| プロセスコンピュータ室 | | 3 |
| 残留熱除去系熱交換器 A 室 | | 6 |
| 125V DC MCC 2A-1 | | 5 |
| 制御棒駆動水ポンプ A/B | | 10 (5/5) |
| 残留熱除去系ポンプ A/B/C | | 15 (3/6/6) |
| 低圧炉心スプレイポンプ | | 7 |
| 高圧炉心スプレイポンプ | | 9 |
| 原子炉隔離時冷却系ポンプ室 | | 4 |
| MCC 2C-3 | | 6 |
| MCC 2C-5 | | 5 |
| MCC 2D-3 | | 6 |

NT2 補① V-1-1-4-8-3-3 R0

表1 ハロンボンベ設置個数 (2/2)

| 消火対象 | 必要ボンベ個数*1 | 設置個数 |
|-------------------------|-----------|------------------|
| MCC 2D-5 | | 5 |
| 電気室 (B2F/B1F/1F) | | 39 (16/13/10) |
| A系蓄電池室 | | 2 |
| 非常用ガス再循環系排風機 A/B | | 8 (4/4) |
| 非常用ガス処理系排風機 A/B | | 6 (3/3) |
| 原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B | | 4 |
| 空調機械室 | | 30 |
| ケーブル処理室 | | 16 |
| 合計 | | 240 |

注記 *1：消防法施行規則第20条第3項第一号及び消防法施行規則第20条第3項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量を基に算出。

| 名 称 | | ハロンボンベ |
|---|-----|------------|
| 容 量 | L/個 | 24 以上 (24) |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 個 数 | — | 11 |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するハロンボンベは、下記の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型のハロンボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24 L/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ 24 L/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である 5.20 MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。</p> <p>4. 個数の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロンボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な個数を設置する。また、容器弁の単一故障を考慮し、必要ボンベ個数以上のボンベを設置する設計とする。</p> <p>なお、ハロンボンベ設置個数を表 1 に示す。</p> | | |

表 1 ハロンボンベ設置個数

| 消火対象 | 必要ボンベ個数*1 | 設置個数 |
|----------------|-----------|------|
| B系蓄電池室（北側） | | 3 |
| B系蓄電池室（南側） | | 4 |
| 使用済燃料乾式貯蔵建屋電気室 | | 4 |
| 合計 | | 11 |

注記 *1：消防法施行規則第20条第3項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量を基に算出。

V-1-1-4-8-3-4 設定根拠に関する説明書
(二酸化炭素ポンペ)

| 名 称 | | 二酸化炭素ポンベ | |
|---|-----|------------|--|
| 容 量 | L/個 | 68 以上 (68) | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 10.8 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 個 数 | — | 110 | |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する二酸化炭素ポンベは、下記の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の二酸化炭素ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68 L/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ 68 L/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベの最高使用圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンベにて実績を有する充てん圧力である 10.8 MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベの最高使用温度は、高圧ガス保安法に基づき 40 ℃とする。</p> <p>4. 個数の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために必要な数を設置する。</p> <p>二酸化炭素ポンベ設置個数を表 1 に示す。</p> | | | |

表 1 二酸化炭素ポンベ設置個数

| 消火対象 | 必要ポンベ個数*1 | 設置個数 |
|--------------------|-----------|------|
| 非常用ディーゼル発電機 2C 室 | | 56 |
| 非常用ディーゼル発電機 2D 室 | | |
| 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室 | | 54 |
| 合計 | | 110 |

注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 4 項第三号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量を基に算出。

V-1-1-4-8-3-5 設定根拠に関する説明書
(ろ過水貯蔵タンク)

| | | |
|-------------|-------------------|----------------|
| 名 称 | | ろ過水貯蔵タンク |
| 容 量 | m ³ /個 | 1500 以上 (1500) |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 静水頭 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 |
| 個 数 | — | 1 |

【設定根拠】

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するろ過水貯蔵タンクは、下記の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンクは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンクの容量は、ディーゼル駆動消火ポンプの定格容量 261 m³/h による発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の最大放水量が 522 m³ であることから、522 m³/個を上回る 1500 m³/個以上とする。

公称値については要求される容量と同じ 1500 m³/個とする。

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンクの最高使用圧力は、開放タンクであるためタンク最下端に加わる圧力である静水頭とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンクの最高使用温度は、設置場所が屋外であり開放タンクであることから、外気の温度*を上回る 50 ℃とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設として使用するろ過水貯蔵タンクは、設計基準対象施設として発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。

注記 * : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す東海第二発電所における日最高気温である 7 月の 38.4 ℃ (水戸地方気象台 38.4 ℃ (7 月), 銚子地方気象台 35.3 ℃ (8 月), 小名浜特別地域気象観測所 37.7 ℃ (8 月)) とする。

V-1-1-4-8-3-6 設定根拠に関する説明書
(多目的タンク)

| 名 称 | | 多目的タンク |
|--|-------------------|----------------|
| 容 量 | m ³ /個 | 1500 以上 (1500) |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 静水頭 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 |
| 個 数 | — | 1 |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する多目的タンクは、下記の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する多目的タンクは、発電所内に発生した火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うための水源として設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する多目的タンクの容量は、ディーゼル駆動消火ポンプの定格容量 261 m³/h による発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に基づく 2 時間の最大放水量が 522 m³ であることから、522 m³/個を上回る 1500 m³/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 1500 m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する多目的タンクの最高使用圧力は、開放タンクであるためタンク最下端に加わる圧力である静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する多目的タンクの最高使用温度は、設置場所が屋外であり開放タンクであることから、外気の温度*を上回る 50 ℃とする。</p> <p>4. 個数の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する多目的タンクは、設計基準対象施設として発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として 1 個設置する。</p> <p>注記 * : 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す東海第二発電所における日最高気温である 7 月の 38.4 ℃ (水戸地方気象台 38.4 ℃ (7 月), 銚子地方気象台 35.3 ℃ (8 月), 小名浜特別地域気象観測所 37.7 ℃ (8 月)) とする。</p> | | |

V-1-1-4-8-3-7 設定根拠に関する説明書（消火系 主配管（常設））

| | | | |
|--|-----|----------------------------|--|
| 名 称 | | ろ過水貯蔵タンクから ディーゼル駆動消火ポンプ | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 1.38 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ろ過水貯蔵タンクとディーゼル駆動消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の水源であるろ過水貯蔵タンクからディーゼル駆動消火ポンプへ消火水を送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプの締切全揚程 [] 及びろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 [] を加えた [] 相当の圧力 [] とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、うず巻ポンプ吸込管の基準流速 2.5 m/s における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の必要流量 [] を上回るものとして決定する。</p> <p>以上により、本配管（常設）の外径は [] とする。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|----------------------|--|
| 名 称 | | 多目的タンクからろ過水貯蔵タンク出口配管 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 1.38 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、多目的タンクとろ過水貯蔵タンク出口配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプの締切全揚程 [] 及びろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 [] を加えた [] 相当の圧力 [] とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、うず巻ポンプ吸込管の基準流速 2.5 m/s における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の必要流量 15.6 m³/h を上回るものとして決定する。</p> <p>以上により、本配管（常設）の外径は [] とする。</p> | | | |

| | | |
|-------------|-----|------------------------------|
| 名 称 | | ろ過水貯蔵タンク出口配管から 電動機駆動消火ポンプ |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 1.38 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 |
| 外 径 | mm | <input type="text"/> |

【設定根拠】

(概要)

本配管（常設）は、ろ過水貯蔵タンク出口配管から電動機駆動消火ポンプを接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプの締切全揚程 及びろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 を加えた 相当の圧力 とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50℃ とする。

3. 外径の設定根拠

設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、うず巻ポンプ吸込管の基準流速 2.5 m/s における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の必要流量 15.6 m³/h を上回るものとして決定する。

以上により、本配管（常設）の外径は とする。

| | | | |
|--|-----|---------------------------|--|
| 名 称 | | ディーゼル駆動消火ポンプから原子炉建屋消火栓分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 1.38 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ディーゼル駆動消火ポンプから原子炉建屋消火栓分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプの締切全揚程 [] 及びろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 [] を加えた [] 相当の圧力 [] とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、うず巻ポンプ吐出管の基準流速 3.0 m/s における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の必要流量 15.6 m³/h を上回るものとして決定する。</p> <p>以上により、本配管（常設）の外径は [] とする。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|----------------------------------|--|
| 名 称 | | 電動機駆動消火ポンプから ディーゼル駆動消火ポンプ出口配管 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 1.38 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 50 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、電動機駆動消火ポンプからディーゼル駆動消火ポンプ出口配管を接続する配管であり、設計基準対象施設として火災防護設備（消火系）の消火水を送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、電動機駆動消火ポンプの締切全揚程 [] 及びろ過水貯蔵タンクと消火配管の静水頭 [] を加えた [] 相当の圧力 [] とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクの最高使用温度と同じ 50 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、うず巻ポンプ吐出管の基準流速 3.0 m/s における流量が消防法施行令第 11 条第 3 項で定める屋内消火栓の必要流量 15.6 m³/h を上回るものとして決定する。</p> <p>以上により、本配管（常設）の外径は [] とする。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（ほう酸水注入系ポンプ（A）用）からほう酸水注入系ポンプ（A）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（ほう酸水注入系ポンプ A 用）と噴射ノズル管（ほう酸水注入系ポンプ A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてほう酸水注入系ポンプ A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|---|-----|---|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（ほう酸水注入系ポンプ（B）用）からほう酸水注入系ポンプ（B）噴射ノズル分岐点 |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（ほう酸水注入系ポンプ B 用）と噴射ノズル管（ほう酸水注入系ポンプ B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてほう酸水注入系ポンプ B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | |
|--|-----|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2C-7 用) から MCC 2C-7 噴射ノズル分岐点 |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は, ハロンボンベユニット (MCC 2C-7 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-7 用) を接続する配管であり, 設計基準対象施設として MCC 2C-7 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は, ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は, ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は, 噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1: 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2: 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3: 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉再循環系低速度用電源装置（A）用）から原子炉再循環系低速度用電源装置（A）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（原子炉再循環系低速度用電源装置 A 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系低速度用電源装置 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系低速度用電源装置 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉再循環系低速度用電源装置（B）用）から原子炉再循環系低速度用電源装置（B）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（原子炉再循環系低速度用電源装置 B 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系低速度用電源装置 B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系低速度用電源装置 B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2D-9 用) から MCC 2D-9 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、ハロンボンベユニット (MCC 2D-9 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-9 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-9 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2 : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2C-9 用) から MCC 2C-9 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、ハロンボンベユニット (MCC 2C-9 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-9 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-9 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2 : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (DC MCC 2A-2 用) から DC MCC 2A-2 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は, ハロンボンベユニット (125V DC MCC 2A-2 用) と噴射ノズル管 (125V DC MCC 2A-2 用) を接続する配管であり, 設計基準対象施設として 125V DC MCC 2A-2 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は, ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は, ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は, 噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1: 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2: 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3: 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2C-8 用) から MCC 2C-8 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、ハロンボンベユニット (MCC 2C-8 用) と噴射ノズル管 (MCC 2C-8 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-8 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2 : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2D-8 用) から MCC 2D-8 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、ハロンボンベユニット (MCC 2D-8 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-8 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-8 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2 : 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3 : 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2D-7 用) から MCC 2D-7 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は, ハロンボンベユニット (MCC 2D-7 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-7 用) を接続する配管であり, 設計基準対象施設として MCC 2D-7 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は, ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は, ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は, 噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1: 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2: 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3: 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置（A）用）から原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置（A）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である [] とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（プロセスコンピュータ室用）からプロセスコンピュータ室噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（プロセスコンピュータ室用）と噴射ノズル管（プロセスコンピュータ室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてプロセスコンピュータ室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（残留熱除去系熱交換器（A）室用）から残留熱除去系熱交換器（A）室噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（残留熱除去系熱交換器 A 室用）と噴射ノズル管（残留熱除去系熱交換器 A 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系熱交換器 A 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (DC MCC 2A-1 用) から DC MCC 2A-1 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、ハロンボンベユニット (125V DC MCC 2A-1 用) と噴射ノズル管 (125V DC MCC 2A-1 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として 125V DC MCC 2A-1 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|--|-----|---|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（制御棒駆動水ポンプ（A）用） から制御棒駆動水ポンプ（A）噴射ノズル分岐点 |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（制御棒駆動水ポンプ A 用）と噴射ノズル管（制御棒駆動水ポンプ A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として制御棒駆動水ポンプ A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（制御棒駆動水ポンプ（B）用） から制御棒駆動水ポンプ（B）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（制御棒駆動水ポンプ B 用）と噴射ノズル管（制御棒駆動水ポンプ B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として制御棒駆動水ポンプ B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（残留熱除去系ポンプ（A）室用）から残留熱除去系ポンプ（A）室噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（残留熱除去系ポンプ A 室用）と噴射ノズル管（残留熱除去系ポンプ A 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ A 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（低圧炉心スプレイ系ポンプ用） から低圧炉心スプレイ系ポンプ噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（低圧炉心スプレイポンプ用）と噴射ノズル管（低圧炉心スプレイポンプ用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として低圧炉心スプレイポンプで発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（残留熱除去系ポンプ（B）用） から残留熱除去系ポンプ（B）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（残留熱除去系ポンプ B 用）と噴射ノズル管（残留熱除去系ポンプ B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプ B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（残留熱除去系ポンプ（C）用） から残留熱除去系ポンプ（C）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（残留熱除去系ポンプC用）と噴射ノズル管（残留熱除去系ポンプC用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として残留熱除去系ポンプCで発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.20 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせてとする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上*1及び消火に必要なハロンガス量*2を30秒以内*3に放射可能な設計である mmとする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第20条第2項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第20条第3項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第20条第2項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（高圧炉心スプレイ系ポンプ用） から高圧炉心スプレイ系ポンプ噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（高圧炉心スプレイポンプ用）と噴射ノズル管（高圧炉心スプレイポンプ用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイポンプで発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|---|-----|---|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）から原子炉隔離時冷却系ポンプ室噴射ノズル分岐点 |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）と噴射ノズル管（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉隔離時冷却系ポンプ室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）から原子炉隔離時冷却系ポンプ室噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（MCC 2C-3 用）と噴射ノズル管（MCC 2C-3 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-3 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|---|-----|---|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉隔離時冷却系ポンプ室用）から原子炉隔離時冷却系ポンプ室噴射ノズル分岐点 |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | <input type="text"/> |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（MCC 2C-5 用）と噴射ノズル管（MCC 2C-5 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2C-5 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 <input type="text"/></p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて <input type="text"/> とする。</p> <p>3.2 外径 <input type="text"/></p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である <input type="text"/> mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | | |
|---|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2D-3 用) から MCC 2D-3 噴射ノズル分岐点 | |
| 最高使用圧力 | MPa | 5.20 | |
| 最高使用温度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は, ハロンボンベユニット (MCC 2D-3 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-3 用) を接続する配管であり, 設計基準対象施設として MCC 2D-3 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は, ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は, ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 [] 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は, ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて [] とする。</p> <p>3.2 外径 [] 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は, 噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である [] mm とする。</p> <p>注記 *1: 消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2: 消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3: 消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット (MCC 2D-5 用) から MCC 2D-5 噴射ノズル分岐点 | |
| 最高使用圧力 | MPa | 5.20 | |
| 最高使用温度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、ハロンボンベユニット (MCC 2D-5 用) と噴射ノズル管 (MCC 2D-5 用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として MCC 2D-5 で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|-------------------------------|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（電気室用）から電気室噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（電気室用）と噴射ノズル管（電気室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として電気室各階（B2F, B1F, 1F）で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|--|-----|-------------------------------------|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（A系蓄電池室用）からA系蓄電池室噴射ノズル分岐点 |
| 最高使用圧力 | MPa | 5.20 |
| 最高使用温度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | <input type="text"/> |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（A系蓄電池室用）と噴射ノズル管（A系蓄電池室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてA系蓄電池室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.20 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 <input type="text"/></p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて<input type="text"/>とする。</p> <p>3.2 外径 <input type="text"/></p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上*1及び消火に必要なハロンガス量*2を30秒以内*3に放射可能な設計である<input type="text"/> mmとする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第20条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第20条第3項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第20条第1項第三号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（B系蓄電池室（北側）用）からB系蓄電池室（北側）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（B系蓄電池室（北側）用）と噴射ノズル管（B系蓄電池室（北側）用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてB系蓄電池室北側で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.20 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせてとする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上*1及び消火に必要なハロンガス量*2を30秒以内*3に放射可能な設計である mmとする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第20条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第20条第3項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第20条第1項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（B系蓄電池室（南側）用）からB系蓄電池（南側）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（B系蓄電池室（南側）用）と噴射ノズル管（B系蓄電池室（南側）用）を接続する配管であり、設計基準対象施設としてB系蓄電池室南側で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ5.20 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ40℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせてとする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を0.9 MPa以上*1及び消火に必要なハロンガス量*2を30秒以内*3に放射可能な設計である mmとする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第20条第1項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第20条第3項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第20条第1項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（非常用ガス再循環系排風機（A）用）から非常用ガス再循環系排風機（A）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（非常用ガス再循環系排風機 A 用）と噴射ノズル管（非常用ガス再循環系排風機 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス再循環系排風機 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（非常用ガス再循環系排風機（B）用）から非常用ガス再循環系排風機（B）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（非常用ガス再循環系排風機B用）と噴射ノズル管（非常用ガス再循環系排風機B用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス再循環系排風機Bで発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（非常用ガス処理系排風機（A）用）から非常用ガス処理系排風機（A）噴射ノズル分岐点 | |
| 最高使用圧力 | MPa | 5.20 | |
| 最高使用温度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（非常用ガス処理系排風機 A 用）と噴射ノズル管（非常用ガス処理系排風機 A 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス処理系排風機 A で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|---|-----|---|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（非常用ガス処理系排風機（B）用）から非常用ガス処理系排風機（B）噴射ノズル分岐点 |
| 最高使用圧力 | MPa | 5.20 |
| 最高使用温度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（非常用ガス処理系排風機 B 用）と噴射ノズル管（非常用ガス処理系排風機 B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ガス処理系排風機 B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置（B）用）から原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置（B）噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 用）と噴射ノズル管（原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B 用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として原子炉再循環系流量制御弁用制御油圧発生装置 B で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 2 項において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第二号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 2 項第一号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|---------------------------------------|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（空調機械室用）から空調機械室 噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（空調機械室用）と噴射ノズル管（空調機械室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として空調機械室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、ハロンボンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 名 称 | | ハロンボンベユニット（使用済燃料乾式貯蔵建屋電気室用）から使用済燃料乾式貯蔵建屋電気室噴射ノズル分岐点 | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（使用済燃料乾式貯蔵建屋電気室用）と噴射ノズル管（使用済燃料乾式貯蔵建屋電気室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として使用済燃料乾式貯蔵建屋電気室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | 二酸化炭素ポンベユニット（非常用ディーゼル発電機室用）から噴射ノズル分岐点（非常用ディーゼル発電機 2C 室用） | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 10.8 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、二酸化炭素ポンベユニット（非常用ディーゼル発電機室用）と噴射ノズル管（非常用ディーゼル発電機 2C 室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機 2C 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、二酸化炭素ポンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、二酸化炭素ポンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 []</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、二酸化炭素ポンベユニット取合口の外径に合わせて [] とする。</p> <p>3.2 外径 []</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上*1 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量*2 を 1 分以内*3 に放射可能な設計である [] とする。</p> <p>3.3 外径 []</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上*1 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量*2 を 1 分以内*3 に放射可能な設計である [] とする。</p> | | | |

- 注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。
- *2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量。
- *3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間。

| | | | |
|---|-----|--|--|
| 名 称 | | 非常用ディーゼル発電機 2D 室用分岐点から噴射ノズル分岐点 (非常用ディーゼル発電機 2D 室用) | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 10.8 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管 (常設) は、非常用ディーゼル発電機 2D 室用分岐点と噴射ノズル管 (非常用ディーゼル発電機 2D 室用) を接続する配管であり、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機 2D 室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用圧力は、二酸化炭素ポンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の最高使用温度は、二酸化炭素ポンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管 (常設) の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上*1 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量*2 を 1 分以内*3 に放射可能な設計である とする。</p> <p>注記 *1 : 消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2 : 消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量。 *3 : 消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |

| | | |
|--|-----|---|
| 名 称 | | 二酸化炭素ポンベユニット（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用）から噴射ノズル分岐点 |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 10.8 |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 |
| 外 径 | mm | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、二酸化炭素ポンベユニット（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用）と噴射ノズル管（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用）を接続する配管であり、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、二酸化炭素ポンベの最高使用圧力と同じ 10.8 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、二酸化炭素ポンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、二酸化炭素ポンベユニット取合口の外径に合わせて とする。</p> <p>3.2 外径 </p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上*¹ 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量*² を 1 分以内*³ に放射可能な設計である とする。</p> <p>3.3 外径 101.6 mm</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 1.4 MPa 以上*¹ 及び消火に必要な二酸化炭素ガス量*² を 1 分以内*³ に放射可能な設計である 101.6 mm とする。</p> | | |

- 注記 *1：消防法施行規則第 19 条第 2 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。
- *2：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号において定められている消火に必要な二酸化炭素ガス量。
- *3：消防法施行規則第 19 条第 2 項第三号において定められている放射時間。

| | | | |
|--|-----|--|--|
| 名 称 | | 配管（ハロンボンベユニット（ケーブル処理室用）から 噴射ノズル分岐点） | |
| 最 高 使 用 圧 力 | MPa | 5.20 | |
| 最 高 使 用 温 度 | ℃ | 40 | |
| 外 径 | mm | [] | |
| <p>【設定根拠】 (概要)</p> <p>本配管（常設）は、ハロンボンベユニット（ケーブル処理室用）と噴射ノズル管を接続する配管であり、設計基準対象施設として空調機械室で発生した火災を早期に消火するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用圧力は、ハロンボンベの最高使用圧力と同じ 5.20 MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の最高使用温度は、ハロンボンベの最高使用温度と同じ 40 ℃ とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>3.1 外径 [] 設計基準対象施設として使用する本配管（常設）の外径は、噴射ヘッドの放射圧力を 0.9 MPa 以上*1 及び消火に必要なハロンガス量*2 を 30 秒以内*3 に放射可能な設計である [] mm とする。</p> <p>注記 *1：消防法施行規則第 20 条第 1 項第二号において定められている噴射ヘッドの放射圧力。 *2：消防法施行規則第 20 条第 3 項第一号において定められている消火に必要なハロンガス量。 *3：消防法施行規則第 20 条第 1 項第三号において定められている放射時間。</p> | | | |